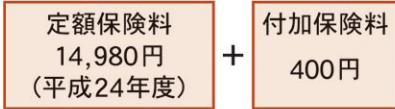


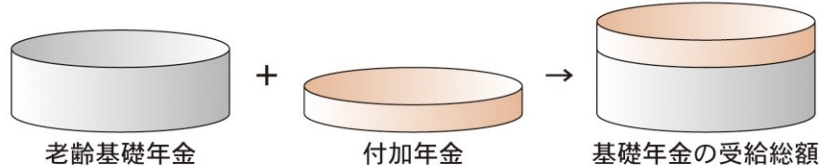
国民年金の「付加年金」制度

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

○付加保険料は、月額400円です。



○付加年金の受給額(年額)は、『200円×付加保険料を納付した月数』です。



毎年、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

たとえば付加保険料を10年間納付したとすると…

- 付加保険料の納付総額は48,000円になります。
400円×120月(10年) = 48,000円
- 付加年金の受給額は24,000円(年額)になります。
200円×120月(10年) = 24,000円

毎年、老齢基礎年金に付加年金
24,000円が上乘せされます。

付加年金を2年間
受給すると納付し
た付加保険料総額
と同額になります。

- ※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- ※国民年金基金にご加入の方は、付加年金に加入することができません。
- ※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末です。

《付加年金は任意加入です》

【申込み・問合せ】

保険年金課(内線141・142) 笠間支所市民窓口課(内線72123) 岩間支所市民窓口課(内線73182)
お持ちいただく物：年金手帳、認印

12月4日から10日までは人権週間です

昭和23年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人一人はみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間にあたり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

第64回 人権週間強調事項

平成24年度啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」のほか、次のことが強調事項とされています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

水戸地方法務局 茨城県人権擁護委員連合会

【問合せ】社会福祉課(内線157)